

金融広報中央委員会では、「金融経済教育推進会議」などを通じて関係団体と連携して活動しています。



消費者庁

金融経済教育と連携した消費者教育の推進について

消費者庁は、「消費者教育の推進に関する法律」及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（基本方針）に基づき、消費者教育推進会議での議論を踏まえつつ、消費者の自立支援と消費者市民社会[※]の形成への参画を目指した消費者教育を推進しています。

金融経済教育における金融リテラシーは、自立した消費生活を営む上で必要不可欠なものであり、消費者教育の重要な要素といえます。このため、「金融経済教育の内容を消費者教育の内容に盛り込むとともに、金融経済教育と連携した消費者教育を推進する」（基本方針）こととしています。

具体的には、消費者教育における年齢層別・分野別の教育目標を「消費者教育の体系イメージマップ」として整理し、消費者教育推進会議において、消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進方策について幅広く議論を行うとともに、全国各地の取組み事例を集約して情報の共有を図るなど、現場レベルでの教育が円滑に進むよう環境

整備を進めています。こうした取組みを行うに当たっては、金融経済教育の知見が活かされているほか、具体的な消費者教育イベント等においても、金融経済教育推進団体との協力・連携が図られています。

これからは、学校教育現場ともより密に連携しながら、学校教育における消費者教育の充実に取組む必要があると考えています。

いづれにしても、消費者教育が包摂する分野や関係者が広いだけに、全体としての効果・効率を上げるためには、情報の集約と関係者間での共有、財政面のサポート等が欠かせません。消費者庁では、こうした役割を果たすために、「地方消費者行政推進交付金」制度によって、全国の先駆的事業を財政面等で支援しているほか、消費者教育や金融経済教育など関連する教育について、官民問わず多様な主体による教材、取組、講座を検索できるツールとして、「消費者教育ポータルサイト」(<http://www.caa.go.jp/kportal/index.php>)を設置しています。



「消費者教育ポータルサイト」トップページ



「消費者教育の体系イメージマップ」(<http://www.caa.go.jp/kportal/search/pdf/imagemap.pdf>)

※消費者市民社会とは、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会です。